

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
阿賀野市	阿賀野市	2	517

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	阿賀野市
------	------

1. 車両取得の概要

初年度(平成 28 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
羽越(自家用)	1	神山線	8・9・10・11・12	小型			14	5.38	27 . 10	リース
羽越(自家用)	2	神山線	6・7・13・14	小型			14	5.38	27 . 10	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) イ×(0.3or0.4)⇒ (定額法)イ×0.2⇒	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ~カ=タ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ホ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ			
1	2,798,182		298,150	3,096,332	3,096,331	3,096,331	517,087			517,087	517,087	12	517,087 円	258.5	2,579,244
2	2,798,182		298,150	3,096,332	3,096,331	3,096,331	517,087			517,087	517,087	12	517,087 円	258.5	2,579,244
計	5,596,364		596,300	6,192,664	6,192,662	6,192,662	1,034,175			1,034,175	1,034,175		1,034.2 千円	517	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
			レ	ソ	ツ	ネ
1	3,096,331	12	2.50%	2.50%	77,408 円	38.7
2	3,096,331	12	2.50%	2.50%	77,408 円	38.7
計	6,192,662				154.8 千円	77

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) コ+ネ
1,189	594

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						事業者自己負担	「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	円	9%	207,230 円	100%	円	9%	円	9%	
2	円	9%	207,230 円	100%	円	9%	円	9%	
合計	円	9%	204,931 円	100%	円	9%	円	9%	

2年目以降(平成 29 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越(自家用)	1	神山線		28
羽越(自家用)	2	神山線		28

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度フ(2年目のみ)の額=ラ	ラ×(0.5or0.4)=ム								
1	3,096,331	2,579,244	430,734		430,734	430,734	430,734	12	430,734 円	215.3	2,148,510
2	3,096,331	2,579,244	430,734		430,734	430,734	430,734	12	430,734 円	215.3	2,148,510
計	6,192,662	5,158,487	861,467		861,467	861,467	861,467		861.5 千円	430	4,297,020

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

定額法

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
1	3,096,331	12	12回目	24回目	2.50%	2.50%	77,408 円	38.7
2	3,096,331	12	12回目	24回目	2.50%	2.50%	77,408 円	38.7
計	6,192,662						154.8 千円	77

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
マ+ア	ケ+サ
1,016	507

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	円	%	円	100 %	円	%	円	%		
2	円	%	円	100 %	円	%	円	%		
合計	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1)記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両について)
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の記車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択し、より償却できるものとする。
- 普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1.平成19年4月1日~平成24年3月31日までに取得した車両:保証率0.06249 改定償却率:1.000
※2.平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500
※3.上記11.に記載した特例の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
- 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償却率を適用すること。
なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いは11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)

(2)添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)